

# 臨時災害放送・コミュニティ放送に 関する施策について

1. 南海トラフ巨大地震等への対応 …… P 1～ 6
2. 臨時災害放送局 …… P 7～ 14
3. 災害時におけるコミュニティ放送 …… P 15～ 17

平成28年3月29日  
総務省四国総合通信局

## 1. 南海トラフ巨大地震等への対応

---

# 南海トラフ巨大地震

南海トラフ沿いで発生する大規模な地震(南海トラフ地震。30年以内の発生確率は70%とされている。)のうち、想定される最大規模の地震  
平成28年は、(昭和)南海大地震(昭和21年12月21日)から70年目

## 南海トラフ巨大地震による被害想定

	死者(人)	全壊建物(棟)
徳島県	約 31,000	約 133,000
香川県	約 3,500	約 55,000
愛媛県	約 12,000	約 192,000
高知県	約 49,000	約 239,000
四国計	約 95,500	約 619,000
全国	約323,000	約 2,396,000

地震動生成域、津波パターン、季節、時刻等を組み合わせた96パターンの推計が行われているが、そのうち四国各県ごとに最大のものを記載

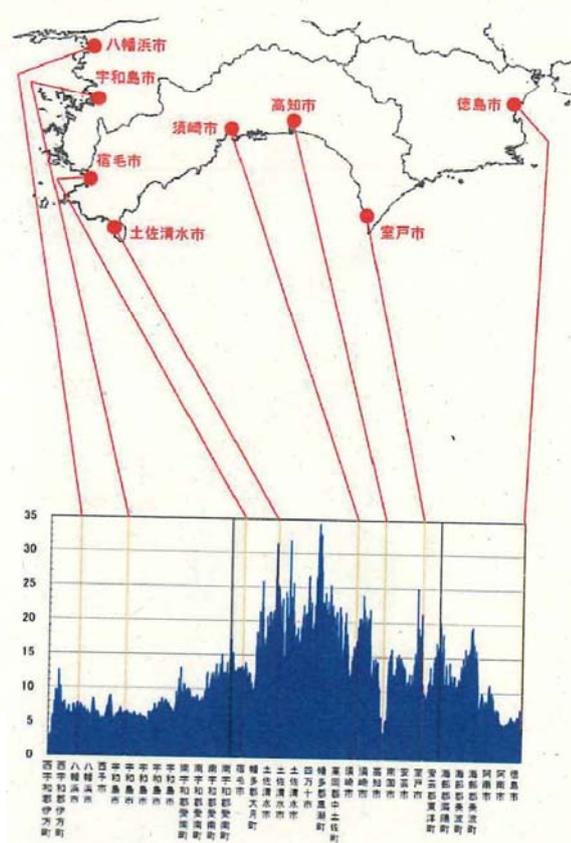
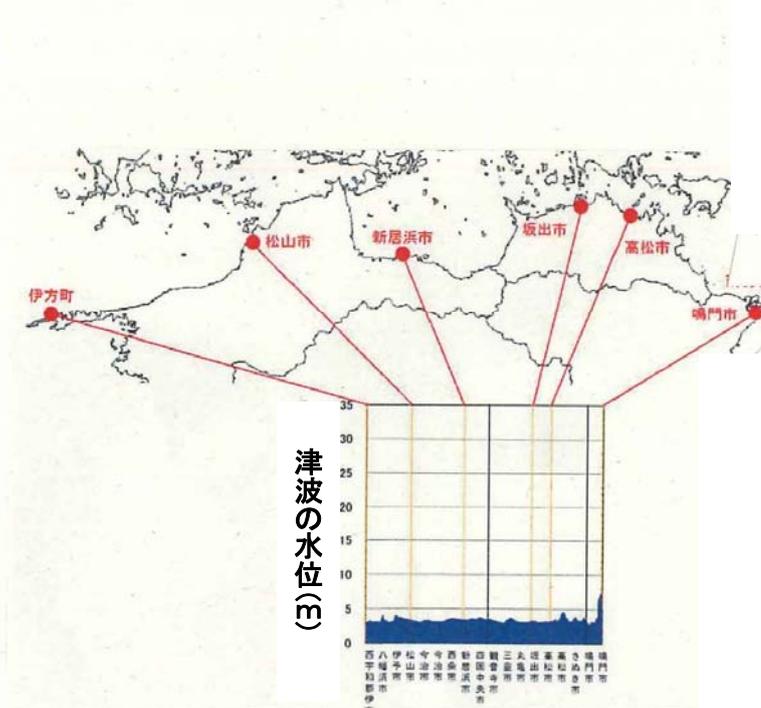
(出典)南海トラフの巨大地震による被害想定(第一次報告)  
平成24年8月29日中央防災会議防災対策推進会議  
南海トラフ巨大地震対策検討WGの推計

(参考)東日本大震災の被害

	死者(人)	全壊建物(棟)
岩手県	5,132	19,597
宮城県	10,549	82,999
福島県	3,626	15,169
その他	111	4,044
全国	19,418	121,809

(出典)平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震(東日本大震災)の被害状況  
(平成28年3月1日現在)  
平成28年3月8日総務省消防庁

## 津波の高さ(満潮時最大)

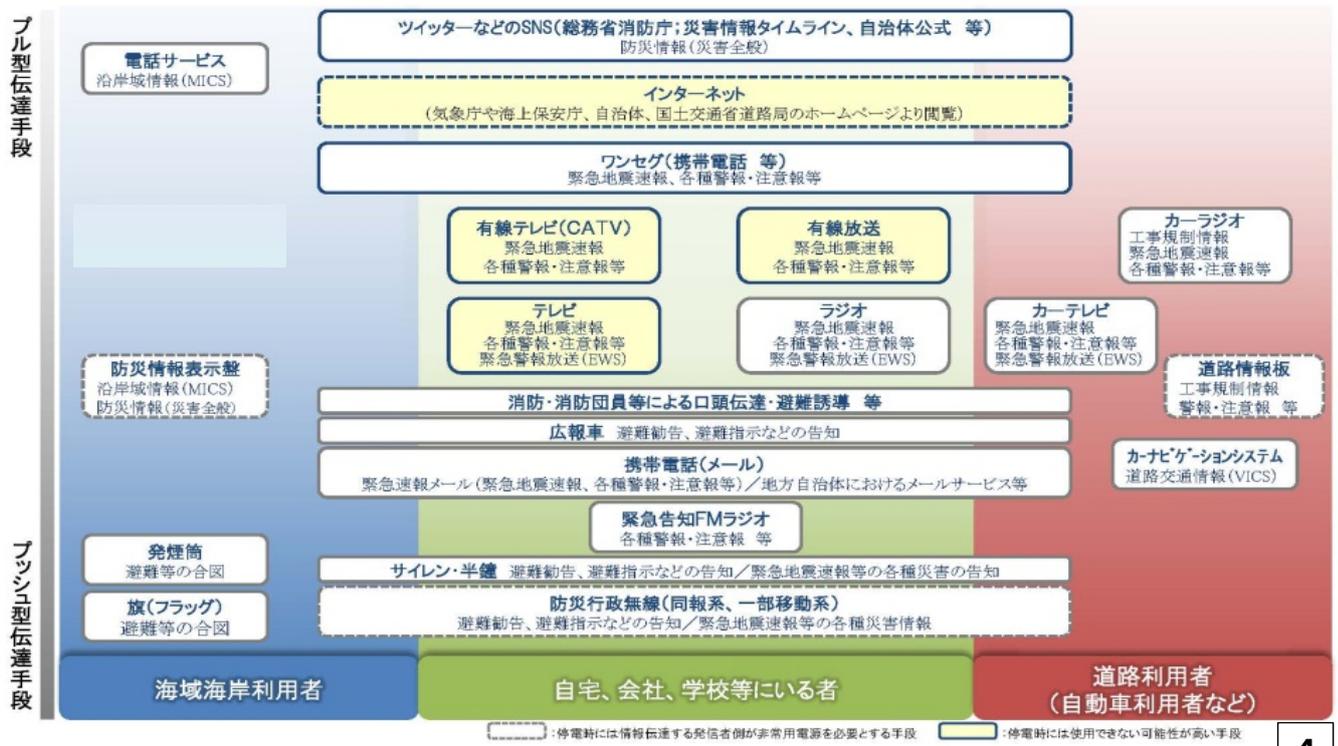


出典:内閣府「南海トラフの巨大地震モデル検討会」(H24.3.31)海岸の津波高さグラフ

# 住民等への情報伝達

## 住民等に対する情報伝達手段の全体概要

情報伝達手段を、受け手の態様、そしてメディアの特性を考慮し、まとめると……



中央防災会議防災対策推進検討会議津波避難対策検討WG報告 (H24.7.18公表) 参考資料集より

# 住民等への情報伝達

## 住民等に対する代表的な情報伝達手段の特性整理

テレビ・ラジオは、災害時でも大量の情報を即時、正確に広域に伝達可能。特に携帯ラジオは災害時に機能を発揮。常日頃からのメディア特性に配慮した情報伝達の配慮が大切。

	伝達情報量 (◎:大 ○:中 △:小)	伝達速度 (◎:速 △:遅)	伝達の正確さ (◎:正確 ○:やや正確)	伝達範囲 (◎:広 ○:中 △:狭)	地域性 (◎:地域 ○:市町村 △:広域)	災害時の信頼性 (◎:有 △:無)	普及率
防災行政無線 (屋外)	大量の情報の送信は可能であるが、内容の正確な聞き取りが困難である。	一斉放送により即時に伝達が可能である。	情報量や環境条件により不正確になる場合がある。	設置箇所によるが市町村全域に伝達可能である。避難地域もある。	選択呼出機能により、ある程度地区別の情報伝達が可能である。	非常電源により災害時も機能しうる。	同報系:76.3% (平成23年3月末)
防災行政無線 (戸別)	大量情報の送信が可能である。	一斉放送により即時に伝達が可能である。	正確な伝達が可能である。	端末設備のある施設・家庭に限られる。	選択呼出機能により、ある程度地区別の情報伝達が可能である。	非常電源により災害時も機能しうる。	同上
サイレン・半鐘	信号による情報の伝達のみ可能である。	即時に伝達が可能である。	事前に信号の意味を知り、徹底することにより、正確な伝達が可能である。	信号音声のため、伝達範囲はやや広い。	信号であるため、地域による差はない。	災害時も機能しうる。	
テレビ・ラジオ	音声・映像により大量の情報伝達が可能である。	即時に伝達が可能である。	正確な伝達が可能である。	受信機の普及により、全域に伝達が可能である。	エリアが広く、市町村に対し地域性の高い情報を伝達することは困難である。	携帯型ラジオは災害時も機能しうる。	
有線放送 有線テレビ(CATV)	音声・映像により大量の情報伝達が可能である。	即時に伝達が可能である。	正確な伝達が可能である。	端末設備のある施設・家庭に限られる。	自主放送を行っている地域では地域性の高い情報の伝達が可能である。	災害時にはケーブルの断線や停電により、利用できない場合がある。	
広報車	大量の情報の伝達は可能であるが、聞き取りが困難である。	目的地に到達する前または周囲のための時間を要する。	情報量、環境条件、運行速度により、不正確になる可能性がある。	走行コース沿い以外の住民には聞こえない。	移動性により、地域ごとに伝達内容を変えることが可能である。	道路状況により、利用できないこともある。	
消防・消防団員等による口頭伝達	人づてのため、多くの伝達は困難である。	組織から住民へ個別に入つて伝達するため時間を要する。	伝達過程で伝達内容が変容する可能性がある。事前の訓練が必要である。	消防機関の配備区域や自主防災組織の掌握する範囲に限定される。	住民が必要とする地域性の高い情報の伝達が可能である。	人づてのため災害時にも有効である。	
固定電話	各戸ごとに対応するため、多くの伝達できない。	各戸ごとに対応するため、時間を要する。	正確な伝達が可能である。	電話の普及により、全域に伝達が可能である。	住民が必要とする地域性の高い情報の伝達が可能である。	災害時には回線やケーブルの断線のため、利用できないこともある。	85.8% (平成22年末)
携帯電話* (緊急速報メール)	文字による情報の送信が可能である。	即時に伝達が可能である。	正確な伝達が可能である。	対応機種を持っている人に限定される。	送信するエリアを選択できるため、地区別の情報伝達が可能である。	災害時には回線やケーブルの断線のため、利用できないこともある。	93.2% (平成23年末) *PHSを含む

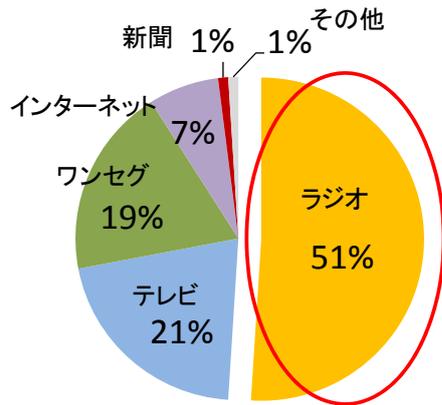
※については、東日本大震災を踏まえて追加した情報伝達手段である。  
出典:中央防災会議「防災情報の共有化に関する専門調査会(平成19年4月26日)」、「電波の利用」、「平成22年度通信利用動向調査(世帯編)」/総務省

中央防災会議防災対策推進検討会議津波避難対策検討WG報告 (H24.7.18公表) 参考資料集より

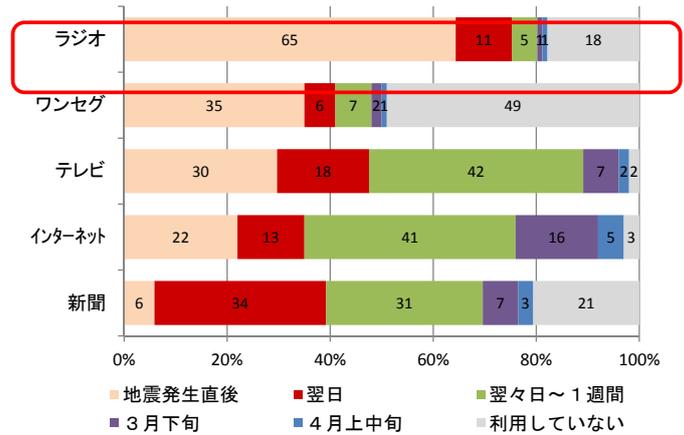
# 災害時における放送の有用性

東日本大震災の際は、発生直後から、テレビ・ラジオともに特別編成番組へ移行。長期間にわたり、被災情報、安否情報、生活情報など、必要とされる情報を提供し続けた。

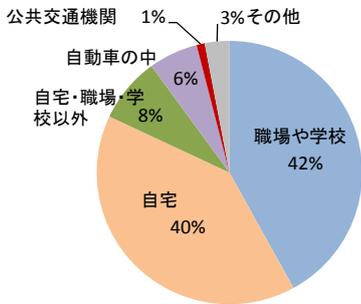
◆地震発生後、最初に利用したメディア



◆震災後の利用メディアと利用開始時期



◆地震発生時の居場所



・震災1時間後、家中の電池をかき集めてラジオのニュースを聞いた。(青森・男20代)

・避難した小学校では底冷えがひどく、寒さをまぎらわすためにラジオを聞いた。眠れない深夜に人の声を聞き続けることで安心できた。(宮城・女20代)

・メディアはラジオしかなく、地震速報、被害状況、道路事情など錯綜する情報が断片的に伝えられるのみで、沿岸部に関する有益な情報は得られなかった。(宮城・男40代)

・停電が続いたので家族みんなでコタツに入り、懐中電灯の灯りの中でラジオの地震情報を聞いた。普段からよく聞いていて聞きなれた声なので安心感があった。(岩手・女20代)

NHK放送文化研究所「放送研究と調査」2011年9月号より

・2011年5月25日～6月3日実施

・岩手、宮城、福島、青森、茨城在住 18～49才男女(調査会社のモニターから抽出) 計3152名

## 2. 臨時災害放送局

# 臨時災害放送局の制度概要

- 災害時の情報提供・収集手段として、自治体が臨時災害放送局を多数活用している。
- 東日本大震災の際には、住民への災害情報等の提供手段として、合計28市町が開設し、救援情報等を提供し、被害の軽減、被災者の生活安定に寄与。
- 早期の円滑な開設のためには、「送信所等の場所や機材、人材や経費」の確保が必要であり、コミュニティ放送局から移行することもある。

## 制度上の位置づけ

- 臨時災害放送局とは、暴風・豪雨・洪水・地震・大規模な火事その他による災害が発生した場合に、その被害を軽減するために役立つことを目的とし、臨時かつ一時的に開設される超短波(FM)放送局(地上基幹放送局)。
- 避難所の情報、ライフラインの復旧情報等、被災者に役立つ生活関連情報を提供。

## 開設の手続き

- 既設FM放送の空き周波数の中から、他の無線局に混信等の影響を与えないことを前提に、周波数を割り当て。
- 「臨機の措置」による免許手続きが可能。
- ⇒ 口頭による免許申請・免許伝達により、即時の放送開始が可能(申請書類の提出、免許状の交付は事後処理)。

## コミュニティ放送局からの移行

- 東日本大震災では、10市でコミュニティ放送局が移行したが、新規開局と比較し、早期に開局された。
- 現在は10局すべてがコミュニティ放送局へ再移行。

	3日以内	1週間以内	20日以内	それ以降	合計
コミュニティ放送局から移行した局	4市	4市	2市	0市	10市
新規に開設した局	0市	1市	6市町	11市町	18市町

8

# 臨時災害放送局の開設実績(H28.3.29現在)

## 東日本大震災(開設中) 9市町

岩手県釜石市	宮城県亶理町
岩手県陸前高田市	宮城県女川町
岩手県大槌町	福島県富岡町
宮城県山元町	福島県南相馬市
宮城県気仙沼市	

## 東日本大震災(廃止失効) 19市町

岩手県花巻市	宮城県南三陸町
岩手県奥州市	福島県福島市
岩手県宮古市	福島県いわき市
岩手県大船渡市	福島県相馬市
宮城県石巻市	福島県須賀川市
宮城県名取市	茨城県鹿嶋市
宮城県大崎市	茨城県つくば市
宮城県登米市	茨城県高萩市
宮城県塩竈市	茨城県取手市
宮城県岩沼市	

## 東日本大震災以外(廃止失効) 10市町

H12.5.8	北海道虻田町 ※	有珠山噴火
H23.1.25	秋田県横手市	雪害
H27.9.14	茨城県常総市	台風18号豪雨
H27.9.15	栃木県栃木市	台風18号豪雨
H16.10.27	新潟県長岡市	中越地震
H16.10.29	新潟県十日町市	中越地震
H19.7.25	新潟県柏崎市	中越沖地震
H26.9.17	兵庫県丹波市	8月豪雨
H25.7.29	島根県津和野町	島根県西部豪雨
H23.4.1	宮崎県高原町	霧島新燃岳噴火

※ 平成18年3月27日合併により洞爺湖町

9

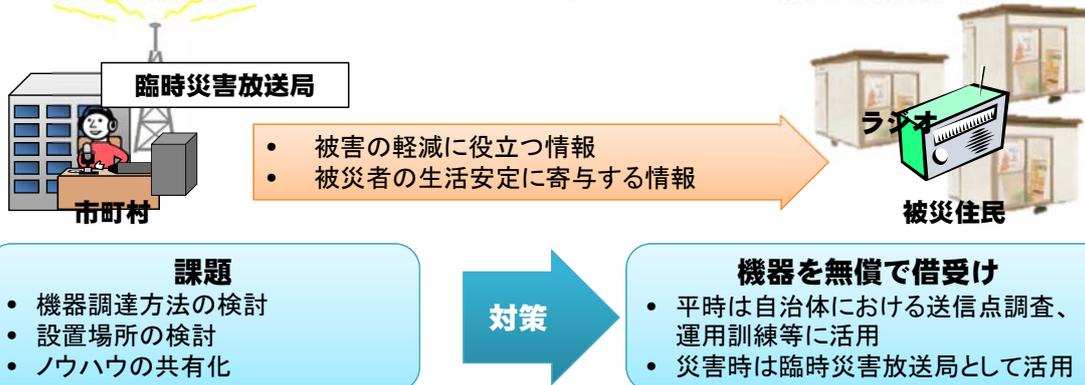
# 臨時災害放送局用機器の無償貸出し

四国総合通信局では、臨時災害放送局用の送信機等を配備し、災害時には臨時災害放送局用として、平時には防災訓練等での住民の防災意識の向上や臨時災害放送局開設の事前調査用として、地方公共団体に無償貸出しを行い、災害時における迅速な臨時災害放送局の開設を支援します。

## 臨時災害放送局とは

臨時災害放送局とは、暴風、豪雨、洪水、地震、大規模な火事その他による災害が発生した場合に、その被害を軽減するために役立つことを目的とし、地方公共団体等が臨時かつ一時的に開設するFMラジオ放送局です。

- 東日本大震災において、既存のコミュニティ放送局から移行した局は早期に開設できましたが、新規に開設した局は、コミュニティ放送局や県域ラジオ局の協力があつたものの、送信所の設置場所の選定、スタジオ、機器、人材、経費等の確保のため、開設までに時間を要しました。
- 災害時に、自治体による臨時災害放送局の開設が円滑に行われるためには、平時から機器調達方法の検討、設置場所の検討、ノウハウの共有化等を進める必要があります。
- 無線従事者(第1級又は第2級陸上無線技術士、第1級総合無線通信士の有資格者1名以上)が必要です。



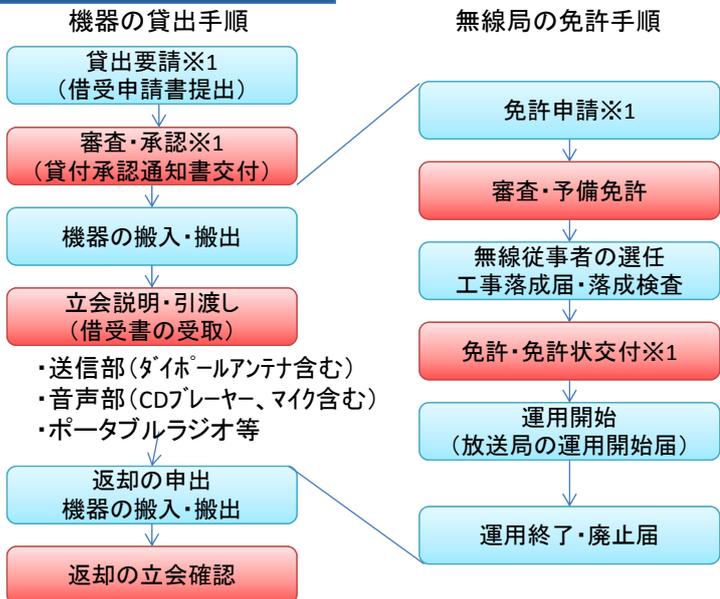
## 災害時における臨時災害放送局の開設の円滑化

10

## 臨時災害放送局の免許の概要

- ◆免許主体 …… 市町村(都道府県)
  - ◆周波数 …… FM放送の周波数
  - ◆空中線電力 …… 必要に応じて最小限(参考:コミュニティFM放送局は20Wまで)
  - ◆免許の期間 …… 被災者の日常生活が安定するまで
  - ◆免許の方法 …… ひとまず電話等の口頭で免許(臨機の措置)。落ち着いてから書類処理
- ⇒ 類型としては、①既存のコミュニティFM放送局をいったん休止し、その設備を使用して臨時災害放送局を開設するケース  
②市町村(都道府県)が、災害時のみに臨時災害放送局を開設するケース
- 平時においては、防災訓練等での住民の防災意識の向上や臨時災害放送局開設の事前調査のための実験試験局やイベント放送局としての免許があります。(50W以下の実験試験局は、第3級陸上特殊無線技士の資格で可能)

## 貸出手順等の概要



**【貸出申込窓口】**  
 四国総合通信局 放送課  
 TEL: 089-936-5032 FAX: 089-936-5014  
 メール: shikoku-housou@ml.soumu.go.jp

※1 災害発生時等の緊急の場合は、貸出要請～承認及び免許申請～免許の手続を電話等で行い、後刻、文書による手続を行うことが可能です。  
 ※2 貸出期間は原則1年以内。

# 臨時災害放送局開設の支援

## ■ 割当周波数の検討(※)

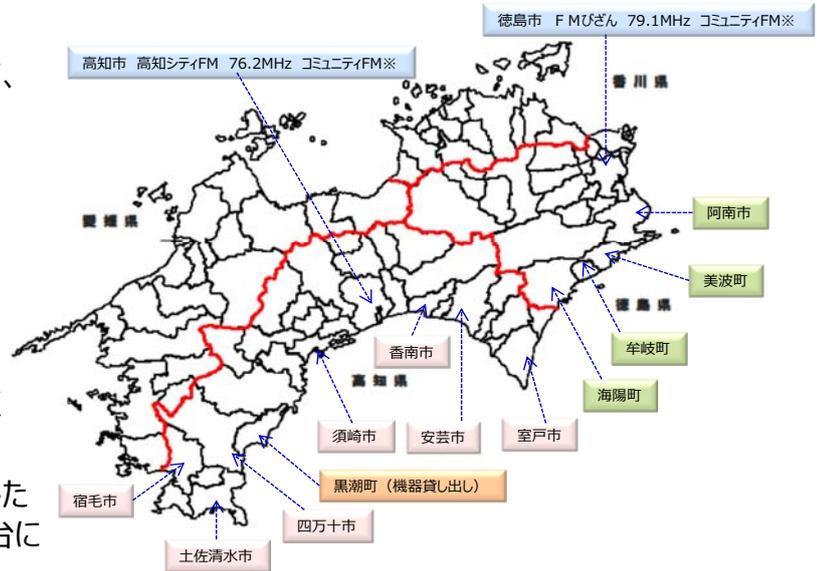
- － 南海トラフ巨大地震により、特に大きな津波被害が想定される、高知県、徳島県沿岸部を対象
- － 割当周波数の検討と放送エリアのシミュレーションを実施

→ 既存のコミュニティFMのある高知市、徳島市以外の高知県 7市、徳島県 1市3町

※検討時点のものであり、実際の開設申請時には、既設FM放送の空き周波数の中から、他の無線局に混信等の影響を与えないことを前提に改めて選定する必要があり、**将来にわたって割当可能なものではない。**

## ■ 検討した周波数による受信調査

- － 平成27年度は高知県安芸市、土佐清水市、香南市、須崎市、四万十市において実施
- － 平成28年度は徳島県内で計画
- － 市町村の要望により割当周波数の検討、受信調査の実施も可能（個別に相談）



臨時災害放送局用周波数割当の検討

## ■ 臨時災害放送局用機器の貸出し

- － 高知県黒潮町（南海トラフ巨大地震の津波想定が34mと全国一高い）
- － 平成27年8月29日に、同町は独自に配備した機器と四国総合通信局からの貸出機器の2台により受信調査を実施

※ 自治体への貸出しは、全国初

## 臨時災害放送局開設を想定した受信調査(総通局実施例:安芸市)

平成27年9月6日(日)、安芸市総合防災訓練において、安芸市消防防災センターに四国総合通信局が保有する実験試験局を設置。

安芸市指定避難場所のうち40か所で、安芸市の協力により受信調査を実施。

調査場所のうち25か所で受信可能であったが、送信場所に近い市内中心部でも受信不可、受信不良の地点がみられた。

調査結果は、安芸市における防災対策等の検討において参考資料。

安芸市消防防災センター 送信アンテナ(右側)



受信調査の様相



# 臨時災害放送局開設を想定した受信調査(自治体実施例:黒潮町)

高知県黒潮町は、南海トラフ地震発生時の最大津波想定高さが34mと全国一(H24.8.29内閣府報道発表)。被災後の住民等への情報提供のため、平成26年度に臨時災害放送局用機器を配備するなどの取り組みを実施。

## 臨時災害放送局用機器の配備

黒潮町は、住民への多様な情報伝達手段を確保

- ・町内全戸への光回線による各種緊急情報一斉放送
- ・エリアメール、SNS、CATVのLアラート自動連携など

被災時には、情報伝達手段が壊滅的な被害を受けていることが想定されるため、臨時災害放送局設備を平成26年度に配備

- ・被災者支援に関わる膨大な情報を、長時間に亘って提供が可能
- ・受信者が音量調整が可能のため、ストレスが少ない

## 黒潮町総合防災訓練でのエリア調査

平成27年8月29日(土)、町内2か所に臨時災害放送局を想定した実験試験局を開設

- ・町内16か所の避難所等で受信調査  
→概ね受信可能。沿岸部と山間部5か所では受信不可
- ・2か所から同一周波数で同時に電波を発射した際の混信有無  
→混信は発生せず

今後も他の避難所等のエリア調査を行い、受信可能エリアの把握と機器の習熟に努め、災害時の運用に備え



## 3. 災害時におけるコミュニティ放送

# 災害時におけるコミュニティ放送の活用

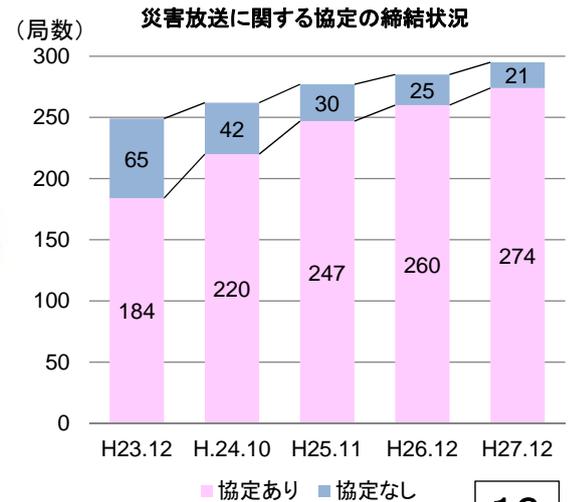
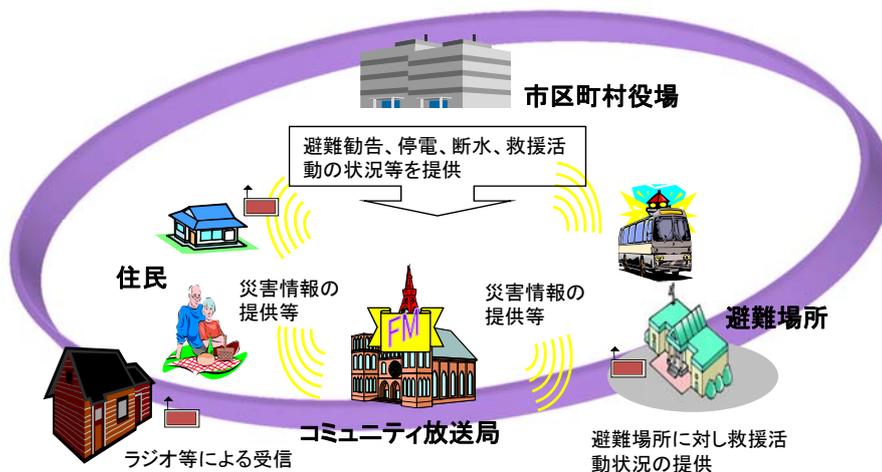
## ○ 災害時におけるコミュニティ放送の特色

- ・ 自治体が発表する停電・断水、救援活動等の情報を、リアルタイムできめ細かく提供することが可能。
- ・ 送信所等の場所や機材、人材が確保されており、臨時災害放送局へもスムーズに移行可能。

## ○ 自治体との連携

- ・ 自治体とコミュニティ放送局は、災害放送に関する協定を締結し、災害放送を行う体制を確保。
- ・ 災害時には、自治体が電話、電子メール等により、コミュニティ放送事業者へ災害放送を要請。また、緊急割込放送の設備を使用した場合、他の放送に優先して臨時放送を実施することも可能。

## 【災害時のコミュニティ放送のイメージ】



16

## コミュニティ放送関連の臨時災害放送局(豪雨災害)

### 茨城県常総市

(平成27年の台風18号に伴う豪雨による堤防決壊等)

- 発災(9/10)後、4日目(9/14)に常総市より開設の申請があり、即日免許。同日より放送開始。
  - ・ 発災翌日、近隣のコミュニティ放送局が中心となり、日本コミュニティ放送協会が設備を提供する形で、市が臨災局を開設することを検討、同日中に市としての意思決定。申請手続きへ。

### 栃木県栃木市

(平成27年の台風18号に伴う豪雨による被災)

- 発災(9/10)後、5日目(9/15)に栃木市より開局申請があり、即日免許、同日夕方から放送開始。
  - ・ 発災後4日目(9/14)に栃木市から、11月開局予定であったコミュニティ放送局(予備免許中)へ、その設備を活用して災害情報を流したいとの協力依頼。同社所有の設備・人材を活用し、臨時災害放送局を開局することとなった。
  - ・ 同日、関東総合通信局に問い合わせ、市としての意思決定。申請手続きへ。
  - ・ 臨時災害放送局を閉局後、コミュニティ放送局として開局(11/3)。

### 兵庫県丹波市

(平成26年8月の豪雨による土砂災害等)

- 発災(8/16)の1ヶ月後(9/16)、丹波市より免許申請あり、翌日に免許・放送開始。
  - ・ コミュニティ放送局の開設を検討・準備していた地元のNPO法人が、人材・設備の確保に協力。
  - ・ 臨時災害放送局を閉局後、コミュニティ放送局を開局(H27/9/17)。

17